



松田一夫

2020.2.6

## 有効ながん検診を

あなたは職場でがん検診が受けられるだろうか？受けられるのは、大企業の社員や公務員など半分程度だろう。これら雇用者には従業員に血液検査などの健康診断を受けさせる義務はあるが、がん検診の規定はない。がん検診は従業員の福利厚生の一環として提供されている。

一方、市町にはすべての住民にがん検診を提供することが法律で決められている。このため、職場でがん検診を受けられない人は、市町のがん検診を受ける

ことになるが、それには年休を取るか、休日を利用しなければならない。非正規雇用であれば、休みを取ると時間給が減るうえに、検診の自己負担金もあり、経済的に苦しくなるとも聞く。とても不公平だと思う。

職域におけるがん検診にはさうに問題がある。対象や年齢に厳格な決まりがない。実際にがんが見つかる可能性が極めて低い若い人に対する検診や効果が不確かな検診が行われており、がん検診の不利益が利益を上回る可能性が高い。厚生労働省では「職域におけるがん検診に関するマニュアル」をまとめ、職

域でのがん検診も市町同様、確かにがん検診のみを行うよう提言したが、守られていない。

がん検診では受診率向上だけでなく、有効性の確かな検診の普及が重要だ。加えて日本のがん死亡率を他の先進国並みに減らすには、中小企業、自営業、主婦、定年退職後など立場にかかわらず、有効ながん検診を受けられる体制づくりが欠かせない。残念ながら、あなたが職場でがん検診を受けているか、市町は現時点では確認できない。

体制が整備されるまで、市町の検診を積極的に活用してほしい。（県民健康センター所長）